ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第２項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令要旨

１　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第２項において規定する証明書については、その証明に係る物品についての輸入申告等に際し税関長に提出することとする。

２　この省令は、公布の日の翌日から施行することとする。